駒沢給水塔風景資産保存会会則

- 第1条【名称および事務所】この団体は駒沢給水塔風景資産保存会(以下単に「この会」という)と称し、主たる事務所は世田谷区弦巻2丁目39番の2号(黒田方)に置く。
- 第2条【目 的】この会は、街のシンボルとして愛されてきた駒沢給水塔を、風景資産として大切に 保存するとともに、給水塔を中枢に据えた渋谷町水道施設を重要な歴史遺産として、存在意義の普及に努めることを目的とする。
- 第3条【活動】この会は、前条の目的を達成するため、管理者たる東京都水道局と緊密に協議を進めるとともに、以下の活動を行う。
 - 1. 資料の収集、調査、研究
 - 2. 会報、機関誌、ホームページ等による発信
 - 3. 講演会、見学会、撮影会、展示会等の開催
 - 4. 次世代(主に小学校児童)への学習支援
 - 5. 街路等に銘板、由来板、説明板等の設置
 - 6. 文化庁登録有形文化財認定を目的とする促進活動
 - 7. 緊急災害を含めて、施設の活用に関する提言
 - 8. その他の必要な活動
- 第4条【会員および会費】この会の主旨に賛同し,以下の会費を納入した個人を、個人会員とする。

入会金: 800 円 年会費: 1,200 円

2. この会の主旨に賛同し、以下の会費を納入した企業、団体等を法人会員とする。

年会費:1口10,000円

- 第5条【財務】この会の活動資金は、年会費および支援者の寄付金その他で賄う。
 - 2. 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了するものとする。
- 第6条【役員・会計監査】この会の役員として代表1名、副代表2名、幹事若干名(内1名は会計賣任者)を置き、これらの役員を以て幹事会を構成する。
 - 2. 代表、副代表、および会計監査は幹事会で選出し、総会の承認を求める。
 - 3. 役員および会計監査の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 第7条【運 営】この会の運営は幹事会が行う。
- 第8条【総 会】この会は原則として総会を年1回開催するものとする。
 - 2. 総会の議決は出席会員の過半数による。
 - 3. 総会に付議する事項は、前年度の活動報告及び財務報告、次年度の活動方針、選出役員、会計監査の承認、会則の変更、その他幹事会で必要と認めたものとする。
- 第9条【細 則】この会の目的達成のために必要な細則は、幹事会で決める。
- 【附 則】 この会則は平成19年4月1日から実施する。

平成21年5月10日 【第4条】の一部改訂

平成25年5月6日 【第1,2,3,4,6条】について一部改訂および追加

令和元年8月20日 【第1条】に一部追加、【第3条】に項目6を追加、項目6,7を7,8へ変更